

島田市議会会議規則の一部を改正する規則

島田市議会会議規則（平成17年島田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第35条の次に次の1条を加える。

（議案に係る資料の要求）

第35条の2 議会は、提出された議案の審議における論点を明らかにするために必要と認めるときは、当該議案の提出者と協議の上、次の各号に掲げる事項のいずれかが記載された資料の提供を求めることができる。

- (1) 当該議案に係る施策（以下この条において「施策」という。）の立案及び当該議案の提出の経緯に関する事項
- (2) 施策と総合計画との整合性に関する事項
- (3) 施策の実施に必要な財源の確保その他の財政上の配慮に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

第59条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により質問しようとする議員は、質問の方法について、複数の質問を一括して行う方法又は一問一答による方法を選択することができる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。